

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

京田辺市においては、これまで平成27年3月に『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、幼保連携型認定こども園の整備や子育て短期支援事業のスタート、留守家庭児童会受入学年の6年生までの拡大、さらには子育てガイドブックの作成・発行などの子育て支援施策を総合的・計画的に進めてきました。この度、『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定するものです。

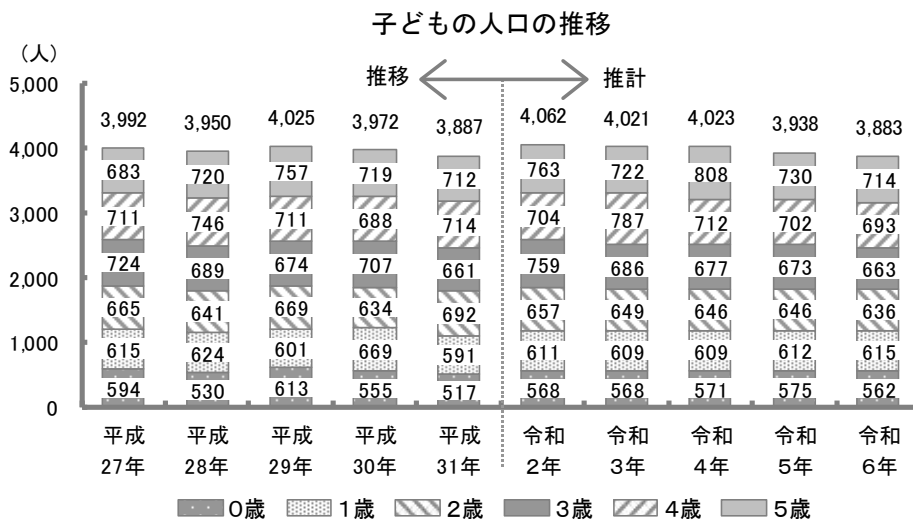
(2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家族、地域などを対象として子ども・子育て支援を推進するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律による「市町村計画」として策定するとともに、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の0歳から5歳の子どもの人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で3,887人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。また、今後も子どもの人口数は緩やかに減少していくと予測されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計人口は平成30年4月1日現在の住民基本台帳を元に算出したものに、今後のミニ開発による人口増を加算したものと見なされています。

本計画は、「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 ― 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ ―」を基本理念として、3つの基本目標に沿って施策を展開していきます。

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 ～子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ～

I 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり

安心して子育てをするために、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

(1) 母と子の健康づくり支援

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

(3) 仕事と子育ての両立支援

(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

II 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(2) 多様な学びが実現できる居場所づくり

(3) 子どもの権利擁護の推進

(4) 子どもの虐待防止対策の充実

(5) 子どもの貧困対策

III 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めます。

(1) 地域における子育て支援の推進

(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定子ども（3歳以上教育希望＝従来の幼稚園枠）については、既存の市立幼稚園、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園により受入れを図ります。また、市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などによって施設定員の適正化を図ります。

2号認定子ども（3歳以上保育が必要＝従来の保育所枠）及び3号認定子ども（3歳未満保育が必要＝従来の保育所枠）については、既存の市立保育所、私立保育園、幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業所の地域枠に加え、保育所等の新設及び市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行による施設定員の増により受入れを図ります。

なお、各年度に生じる不足分については、保育所（園）及び幼保連携型認定こども園における利用定員の弾力化や広域入所によって対応し、待機児童を生じさせないように努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号 3歳以上で 教育希望	ニーズ量	1,331人	1,312人	1,312人	1,258人	1,237人
	提供量	1,433人	1,436人	1,436人	1,361人	1,361人
	過不足（提供量-ニーズ量）	102人	124人	124人	103人	124人
2号 3歳以上で 保育が必要	ニーズ量	846人	834人	835人	800人	787人
	提供量	866人	917人	917人	962人	962人
	過不足（提供量-ニーズ量）	20人	83人	82人	162人	175人
3号 1・2歳で 保育が必要	ニーズ量	562人	558人	556人	558人	555人
	提供量	498人	525人	525人	553人	553人
	過不足（提供量-ニーズ量）	-64人	-33人	-31人	-5人	-2人
3号 0歳保育が 必要	ニーズ量	110人	110人	111人	112人	109人
	提供量	101人	110人	110人	116人	116人
	過不足（提供量-ニーズ量）	-9人	0人	-1人	4人	7人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名		事業内容及び今後の方向性	指標 (単位)	平成30年度 実績	令和6年度 確保方策
1	時間外保育事業	18時台の保育終了時間希望の保護者には、時間外保育で対応できるよう提供量を確保します。	利用者数	760人	556人
2	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	ニーズ量が増加傾向にあり、小学校区によっては提供量が不足することも見込まれることから、学校施設や教育・保育施設等の活用により提供量の拡大を図ります。	登録児童数	933人	1,129人
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	ニーズ量は出ていませんが、今後も対応します。	年延べ利用者数	26人	20人
4	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター等で実施する事業は希望どおりに参加できるように、事業数を増やします。引き続き、児童館などを子育て支援の場として事業を行います。	年延べ利用者数	61,101人	69,262人
5	幼稚園における一時預かり事業	一時預かり事業は幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるので、引き続き提供量を確保します。	年延べ利用者数	32,635人	85,200人
6	保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業	全体で提供量がニーズ量を下回らないため、希望者全員の受入れを行います。ただし、施設によっては利用希望が集中する日もあることから、事前の利用者調整を図ります。	年延べ利用者数	4,473人	12,500人
7	病児・病後児保育事業	提供量はニーズ量を上回っているため、引き続き事業を実施します。	年延べ利用者数	1,160人	2,880人
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続してまかせて会員の登録会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会・説明会を実施するなどPRに努め、まかせて会員の増加と事業の拡充を図ります。	年延べ利用者数	2,388人	4,515人
9	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、利用者支援事業を行います。また、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。	か所	特定型 1か所	特定型 1か所 母子保健型 1か所
10	妊婦に対する健康診査	今後も引き続き、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成します。	妊婦健診受診票交付者	629人	618人
11	乳児家庭全戸訪問事業	少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らず、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問（訪問率＝100％）に努めます。	対象者数	549件	562件
12	養育支援訪問事業など	育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努め、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	訪問件数	112件	140件
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	所得の状況に応じて、保護者が施設に支払うべき日用品の購入に要する経費などについて補助を行う事業です。令和元年度（2019年度）10月からは新制度未移行幼稚園における食事の提供にかかる費用も対象としていますので、引き続き実施していきます。			
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規施設の事業者に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。保育ニーズの増大に機動的・効率的に対応するため、民間事業者の参入を促進し、支援等を実施していきます。			

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・平成29年に策定した「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」に基づき、地域の子育て支援拠点となる市立幼保連携型認定こども園の整備を進めます。
- ・京田辺市幼保連携推進会議を中心として幼稚園と保育所の連携を図るとともに、窓口を一元化するため、新組織を設置します。
- ・京田辺の子どもの健やかな育ちを支える幼稚園教諭や保育士等がともに教育・保育の質を高め、相互理解を深めることを目的とする合同研修会を開催します。
- ・幼小接続カリキュラムをはじめとする市独自のカリキュラムによって義務教育へ繋がる就学前教育・保育を提供するなど、小学校との連携を強化します。

(4) 放課後子ども総合プランに基づく取組

放課後子どもプランについては、市内9小学校区全てで実施しており、うち8小学校区で留守家庭児童会を同一敷地内で実施しています。

放課後における児童の多様なニーズに対応するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組を次のとおり推進します。

項目	内容
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の年度ごとの量の見込み及び目標整備量	前頁に記載
一体型の放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の令和5年度(2023年度)に達成されるべき目標事業量	8か所
放課後子供教室(放課後子どもプラン)の令和5年度(2023年度)までの実施計画	10か所
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子供教室(放課後子どもプラン)の内容・実施日等について協議します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)への活用に関する具体的な方策	特別教室等の学校施設の活用を図ります。
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会において一元的に所管します。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学校関係者や家庭との情報共有・情報交換を図るとともに、児童への対応に関する知識と技術向上を目的に研修を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の開所時間の延長に係る取り組み	放課後児童クラブ(留守家庭児童会)における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。また、高齢者等の地域の人材活用や地域の実情に応じた効果的・効率的な運営に取り組みます。
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の役割をさらに向上させていくための方策	適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう放課後児童支援員等の研修を通じて支援の質の向上を目指します。
各放課後児童クラブ(留守家庭児童会)における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	ホームページや広報紙による周知を継続するとともに、保護者説明会等において放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の育成支援の内容について周知を推進します。

意見の募集について

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進していくため、新たに令和2年度からの5年間の計画期間とする「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

このたび計画（案）がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

令和元年12月24日（火）～ 令和2年1月23日（木）

資料閲覧場所

市ホームページ、京田辺市役所（輝くこども未来室・健康福祉部子育て支援課・教育部学校教育課）、北部住民センター、中部住民センター、三山木福祉会館、社会福祉センター、市立児童館（大住児童館・田辺児童館・普賢寺児童館・南山こどもセンター）、地域子育て支援センター（河原保育所・三山木保育所・松井山手・てふてふ）、市立保育所（河原保育所・草内保育所・三山木保育所・南山保育所）、民間保育園（大住保育園・みみづく保育園）、市立幼稚園（松井ヶ丘幼稚園・大住幼稚園・薪幼稚園・田辺幼稚園・田辺東幼稚園・草内幼稚園・三山木幼稚園・普賢寺幼稚園）、民間幼稚園（聖愛幼稚園・そよかぜ幼稚園）、認定こども園（松井ヶ丘保育園・こもれび）、市立小学校（松井ヶ丘小学校・大住小学校・桃園小学校・薪小学校・田辺小学校・田辺東小学校・草内小学校・三山木小学校・普賢寺小学校）、市立中学校（大住中学校・田辺中学校・培良中学校）、府立田辺高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社大学、同志社女子大学

意見提出方法

資料閲覧場所にある応募用紙を持参・郵送・電子メールで送信してください。

意見の公表

ご意見は、市の見解とともに、市ホームページで公表（氏名等は非公開）の予定です。

※個別の回答は行いません。

提出先 問い合わせ先

京田辺市輝くこども未来室

〒610-0393 住所不要

電話：0774-64-1350

メールアドレス：mirai@city.kyotanabe.lg.jp